

## 医療保障 (22 May 2018)

- 社会保障
  - ・医療の他には、年金、介護等
- 医療保険
  - ・国民皆保険
  - ・公的医療保険の仕組み
  - ・保険診療の範囲
  - ・高額療養費制度  
(cf. <http://www.cancernet.jp/kougaku/>)
  - ・混合診療問題・保険外併用診療(患者申出療養)  
(cf. <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114800.html>)
- 公費医療制度
  - ・国家補償, 社会防衛, 社会福祉, 難病対策
  - ・自立支援医療
- 近年の潮流: 外国人医療等



## 医療保障の位置づけ

- 医療保障は**社会保障 (social security)** の1つ
  - ・**社会保障** = 病気, 怪我, 出産, 障害, 死亡, 老齢, 失業など, 生活上の問題によって発生しうる**貧困を予防し, 貧困者を救い, 生活を安定させるために政府が行う再分配**
  - ・医療の他, **年金と介護**が主(他に**生活保護, 福祉**等)
  - ・具体的な方法として**所得移転**や**社会サービス**給付。費用の賄いかたは**保険方式**と**税方式**がある。国民から保険料を徴収して国民に支給するのが**社会保障**で, **原則として互助**の制度。税によるのは**公助**(英国 NHS 等)。
- **社会保障**(民間の保険は, 前回説明した通り, 個人がリスクヘッジとして行う市場交換なので**社会保障ではない**)
  - ・**医療保険**: 海外ではドイツで 1883 年誕生
  - ・**年金保険**: ドイツで 1889 年成立。当時公費負担は 1/3。
  - ・**労災保険**: ドイツで 1884 年成立。費用は全額雇用主負担
  - ・**雇用保険**: 労働組合による**互助**がルーツ。雇用者強制加入の失業保険は 1911 年英国の国民保険法から。雇用改善も目的
  - ・**介護保険**: ドイツで 1993 年成立(翌年施行)。他は日韓のみ



## 国民皆保険

- 1961 年~「全ての国民が医療を受けられるよう, 何らかの制度への加入を義務付け」
- 被用者保険(健康保険法等), 国民健康保険(国民健康保険法), 後期高齢者医療(長寿医療ともいう。高齢者医療確保法)からなる  
・ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001060277&cycode=0>
- 保険診療は政府が定めた**公定価格(診療点数表)**で行われ, 患者の自己負担は一部で済む
- 国保の保険料滞納で**保険証**を取り上げられて**無保険**になる人が増加し問題
- 民間の保険(損保, 生保, 傷害疾病定額保険)は, 保険法(平成 20 年 6 月 6 日法律第五六号)により規定されており, 別の枠組み。市場で取引される**商品**。  
・ <http://law.e-gov.go.jp/announce/H20HO056.html>



## 公的医療保険のいろいろ

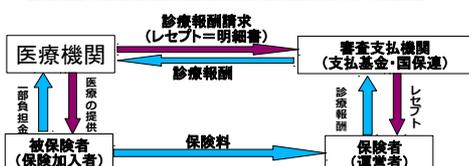
出典: <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/kiso20.pdf>

制度	主な法律	被保険者(主な加入者・対象者)	保険者(運営者)	家族を含む人数(千) 2008 年度末	
被用者保険	船員保険	船員保険法(1939 年~)	船員	144	
	協会けんぽ	健康保険法(1926 年~) <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/T11/T11HO070.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/T11/T11HO070.html</a>	中小事業所従業員	34,705	
	日雇健保		日雇い・臨時雇い	17	
	健保組合		大企業従業員	30,337	
	共済組合	地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法	公務員, 私学職員	共済組合 私学事業団	9,023
国民健康保険	市町村国保	国民健康保険法(1938 年~)	自営業, 無職等	市区町村	35,970
	国保組合		開業医, 税理士等	国保組合	3,522
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)	高齢者医療確保法	75 歳以上 + 65 歳以上障害あり	広域連合	13,458	



## 公的医療保険の仕組み

- 患者(=被保険者)は医療機関から医療の提供を受ける
- 対価の流れは2つ
  - ・一部直接自己負担(小学校入学~69 歳は診療費等の3割)
  - ・残りは間接的
    - 被保険者→保険者: **保険料**
    - 医療機関→審査支払機関による審査→保険者: **診療報酬請求(レセプト)**
    - 保険者→審査支払機関→医療機関: **診療報酬**
- レセプトはオンラインで処理する方向
- 診療報酬は**中医協(中央社会保険医療協議会)**が決定



## 先進諸国の診療報酬支払い方式

国名	診療所・開業医	病院
米国(メデイケア)	出来高払い制(診療報酬点数表に基づいて支払う; RBRVS 方式: 医師の各診療行為の価値を, 当該行為に使用した資源量に応じて評価し, 結果を点数化)	DRG-PPS 方式(疾患別定額払い制: 入院患者の分類に従い, 予め定まった額を支払う)
英国	登録人頭制(登録患者数に応じて支払う) + 基本診療手当(各種加算あり) 別途診療所借料等の補助あり	NHS (National Health Service) 病院トラストは, 保健当局との契約に基づき支払いを受ける
ドイツ	総額請負制(保険医協会が保険診療を一括請負。費用は保険者から一括支払。個々の医師は医師会から点数表に基づき出来高払いで配分)	入院費用は, 特定の療養は1件当たり包括払い, 包括払いにならない給付は1人1日定額の診療科別療養費 + 基礎療養費 建物等へは州から別途補助
フランス	出来高払い制(毎年国会で決められた医療費の伸びの枠内で, 全国疾病金庫と医師組合が協約を締結。枠を超えたら次年度減額または払い戻し)	公的病院は総額請負制, 私的病院は地方疾病保険金庫と各病院の契約により1人1日当たり定額のホスピタルフィー + 全国協約方式のドクターフィー
日本	出来高払い制(各診療行為についてそれぞれ評価。合計額を診療報酬として支払い)	外来は診療所・開業医と同じ。入院は療養環境, 看護及び医学的管理費用は患者1人当たりの定額払い。手術料等は原則として出来高払い。特定の病棟は入院基本料と技術料を特定入院料として包括払い。一部の病院では診断群分類別包括評価(DPC)が導入されている

\* 出典: 社会保障国民会議資料から, 真野(2012)『入門 医療政策: 誰が決めるか, 何を指すのか』中公新書, pp.19 のまとめ



